



2026年4月30日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所  
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎  
(コード番号 6135 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之  
(TEL 046-284-1439)

**(開示事項の経過) MM ホールディングス株式会社による  
当社株式に対する公開買付けの不実施に関するお知らせ**

当社は、2025年6月3日付プレスリリース「MM ホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025年6月3日付当社プレスリリース」といいます。）において、2025年6月3日付けで当社がMM ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）との間で公開買付契約書（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結している旨を公表しておりましたが、本日付けで、当社及び公開買付者は、本公開買付契約を合意解約する旨の解約合意書（以下「本解約合意書」といいます。）を締結し、本公開買付契約を合意解約しましたのでお知らせいたします。また、公開買付者より、本公開買付け（下記にて定義します。）を実施しない旨の連絡を受領しましたので、お知らせいたします。

当社は、2025年6月3日付当社プレスリリースにて公表のとおり、同日開催の取締役会において、当社株式の普通株式の全てを取得することを目的とした公開買付者による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始予定に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しておりました。また、2025年6月3日付当社プレスリリースにおいて、公開買付者によれば、2025年12月上旬頃までに、国内外の競争法及び国内外の投資規制法令等に基づき必要となる手続及び対応（以下「本クリアランスの取得」といいます。）が完了する見込みであり、本公開買付契約に規定された本クリアランスの取得が完了していること等の前提条件が充足され次第、実務上可能な範囲で速やかに本公開買付けの開始を目指す旨を公表しておりました。

その後、2026年4月10日付プレスリリース「MM ホールディングス株式会社による株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況等のお知らせ」に記載のとおり、公開買付者によれば、同日時点で、2025年6月3日付当社プレスリリースでは2025年10月上旬頃までに取得予定であると記載されている

日本の外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づくクリアランスの取得が完了しておらず、本公開買付けが開始される時期は2026年6月下旬となることを見込んでいる旨を公表しておりました。

しかし、2026年4月23日付プレスリリース「（開示事項の経過）MMホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況等のお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、当局との間で本クリアランスの取得に向けた協議を継続していたものの、同月22日付で、財務大臣及び経済産業大臣から、外為法第27条第5項に基づき、本公開買付け及びその後の当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手續に係る当社株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）を中止することの勧告（以下「本件勧告」といいます。）を受領したことを公表しておりました。そして、本件勧告を踏まえ、公開買付者は、外為法第27条第7項の規定に基づき、2026年5月1日までに、本件勧告を応諾するかしないかを財務大臣及び経済産業大臣に対して通知することを予定しており、本件勧告を応諾するか否かを含め、本公開買付けに関する今後の対応については、現在検討している旨も公表しておりました。

その後、当社は、本クリアランスの取得の蓋然性を踏まえ、本株式取得の方針について公開買付者との間で協議を行ったところ、公開買付者において、本日付で本件勧告に応諾することを決定しており、本日付で本公開買付け契約を合意解約し、本公開買付けを実施しない意向を有していることを確認しました。

上記確認結果を踏まえ、当社は、本日、2025年1月10日付で設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対して、本クリアランスの取得ができないことが確実となったことから、公開買付者と本公開買付け契約の終了について合意することの是非について諮問し、本日付けで、本特別委員会より、本公開買付け契約を終了することが適切と考える旨の答申書（以下「本答申」といいます。）を受領しました。

その後、当社は、本答申を踏まえ、本日開催の取締役会にて、公開買付者との間で本公開買付け契約を合意解約することを決議し、本日付で、当社及び公開買付者は本解約合意書を締結し、本公開買付け契約を合意解約いたしました。また、当社は、公開買付者より、本日付で、外為法第27条第7項の規定に基づき、財務大臣及び経済産業大臣に対し、本件勧告を応諾する旨を通知した旨、及び、これらを受け、公開買付者より、本公開買付けを実施しないことにした旨の連絡を受領しております。

なお、本件勧告により本公開買付けは不実施となりましたが、公開買付者は、ホワイトナイトとして本公開買付けを公表して以降、真摯に本公開買付けの実現に向けた対応及び当社の企業価値向上施策の検討を実施してきたと認識しており、また、当社と公開買付者は、当社の非公開化後における企業価値の向上に資する方策について、当社の中長期的な成長と持続的な発展を見据えながら、真摯に協議を重ねてまいりました。

これらの状況を踏まえた当社の今後の経営方針については、株主の皆様、お取引先様及び従業員を始めとした全てのステークホルダーの皆様のご期待に沿えるように、当社の企

業価値向上に向けた各種施策を検討中であり、その詳細については5月中旬を目途に開示予定です。なお、資本政策の一環として、2026年3月31日における株主名簿に記載の株主様に対して、1株あたり270円の期末配当を実施するとともに、2027年3月期は1株当たり160円の間配当及び180円の期末配当を実施する予定ですが、詳細につきましては、本日付プレスリリース「配当予想の修正（復配）に関するお知らせ」及び本日付で公表しております「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照ください。

なお、一部報道機関におきまして、株式会社日本産業推進機構（以下「日本産業推進機構」といいます。）による当社に対する買収提案に関する報道がなされましたが、この報道は当社が発表したものではございません。日本産業推進機構から法的拘束力のない初期的な提案（以下「本提案」といいます。）を受領したことは事実であり、本特別委員会における協議を含めて、本提案に関する検討を開始しております。当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に向けてあらゆる選択肢を検討しており、本提案の取り扱いを含め、今後開示すべき事実が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上

#### 【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者（affiliate。以下同様。）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。